

行財政改革 答申案に意見を募集



市は、平成23年度を初年度とする第5次行財政改革の計画策定に向けて、5月31日に行財政検討審議会を設置し、行財政改革の取組について諮詢しました。諮詢を受けた同審議会は8回の審議を行い、11月12日に答申案を作成しました。この答申案にあなたの意見をお寄せください。

答申案の概要

行財政改革の基本的な考え方

地方公共団体の責務である住民福祉の増進と第4次八幡市総合計画における重点取組を推進し、行政の持続性を高めるためには、既存事業全般にわたって徹底した見直しを行うとともに、市民ニーズに的確に対応する組織の弹力的運用による総人件費のさらなる削減を行いつつ、既存財

源の確実な確保と新たな歳入確保に取り組む必要がある。市の責任において抱すべき業務と民間に委ねる業務を明確に区分し、対応していくことや、市民自らが積極的にまちづくりに参画する協働による取組が求められている。

諮詢事項別方策

1 定員管理および給与の適正化

①定員管理の適正化
今後、地域主権改革の推進による権限移譲により、さらに事務量の増加が見込まれるが、各種事業の見直しにより、職員・嘱託員数の削減を図る。

②給与の適正化
国基準と隔たりが見られる以下の項目について、早急に取り組む。

●「わたり」の是正
市では、5級で課長補佐、係長、主任が、4級で係長、主査等が同一級となっており、法の規定と隔たりが見られ、「わたり」といわれる状況にある。給料表の級の適用に当たって、級ごとの役職を明確にし、「わたり」を早期に是正する。

● 技能労務職
給料表の設定

2 施設の管理運営のあり方

行財政の現状と今後の見通しに照らし合わせ、特別職等の報酬の見直しにも取り組む。

● 特別職等報酬の見直し
施設の活用が検討される場合、各地域の配置状況を考慮した、少子高齢化時代への変化や今後のまちづくりに対する合理的かつ効果的な公共施設再配置計画を策定する。



施設の活用が検討される旧八幡第五小学校

3 市民協働の推進

府内全市において一般行政給料表を使用している現状にあるが、民間での同様の給料表がベースとなるようにして、具体的な目標を掲げた職員配置計画を策定し、取り組む。

なお、閉校となつた旧小学校の活用方策についても、市内の意見形成を図るために、具体的な目標を掲げた職員配置計画を策定する。

パブリックコメント(市民の意見)を募集

- ▷募集期間 12月1日(水)～15日(水)
- ▷募集対象 市内在住、在勤、在学の人
- ▷提出先 行財政検討審議会事務局(政策推進課)
- ▷提出方法 次の①～④のいずれか。
- ①郵送〒614-8501(住所記載不要)②ファックス982-7988
(代表)③市ホームページからメール送信④政策推進課(市役所2階)へ持参
- ▷その他 電話でのご意見等は受け付けできません。また個々の意見等に対しては直接、回答はできませんので、ご了承ください。なお公表する場合は、意見の内容以外は公表しません。
- ◆問い合わせ 政策推進課

となる市民協働推進指針の策定を早急に、市の組織体制の確立へ着手し、市民協働推進条例の策定につなげる。

中心に、費用対効果が見込まれるものについて、さらなる民間委託化を検討する。

4 事務事業の見直し

各々の事務事業が時代の変化に見合った施策となつてはいるのか、職員総参加の下で、事務事業の見直しに取り組む。

諸団体の育成・活動の奨励に対する補助についても見直し基準を数年間の補助により、その目的が達成されないか、運営費補助が継続されないかーを点検する。

また、民間事業所が業種の適正化を図る。

また、民間事業所が業種の適正化を図る。

また、歳入予算に大きなウエイトを占める市税収入について、優良企業の誘致に向けた基盤整備に取り組み、雇用の拡大と市民税、固定資産税の増収に結び付ける。

5 歳入確保の方策

歳入確保においては、今後によりも、未収金対策推進に力を注ぐ必要がある。特に国民健康保険料は徴収率の大幅な向上に向け、從前取組の継続にとどまらず、払える資力があるのに払わない悪質滞納者への差し押さえの実施など新規取組の方策検討を行ふ。